平成２３年（フ）第７０号
福岡県北九州市八幡西区御開１丁目16番８－405号、開始決定時の住所福岡県直方市神正町３番23号
破産者　坂田ミチ子
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年５月22日午後２時
平成25年３月13日　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４３号
埼玉県熊谷市見晴町266番地４
破産者　石田　久夫
１　破産債権の届出期間　平成25年５月３日まで
２　一般調査期日　平成25年６月11日午前11時30分
平成25年３月14日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３８５号
埼玉県羽生市西３丁目12番16号
破産者　村田　宏之
１　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
２　一般調査期日　平成25年５月28日午後２時
平成25年３月15日
さいたま地方裁判所熊谷支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２１０号
山口市朝田字流通センター601番３
破産者　山口トスバック株式会社
異議申述期間　平成25年４月18日まで
平成25年３月15日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３４号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目11番10号
破産者　隅田　敏行
免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
平成25年３月14日
札幌地方裁判所民事第４部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第５７１５号
埼玉県熊谷市村岡399－５－704
破産者　大石　勝也
審尋期日　平成25年５月13日午前10時30分
平成25年３月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９６８号
東京都大田区大森北４丁目22番14号、開始決定時の住所東京都品川区北品川３丁目６－14御殿山ロワイヤル４Ｆ
破産者　福田　智子
審尋期日　平成25年４月22日午後１時30分
平成25年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７５２号
埼玉県さいたま市浦和区大東２丁目10―22
破産者　石田　浩之
審尋期日　平成25年４月22日午後１時30分
平成25年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０５５号
東京都千代田区丸の内１－７－12サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　築港街不動産管理株式会社
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第８号
静岡市葵区流通センター16番
清算株式会社　株式会社Ｋ商店
清算人　矢田　敬弘
同　御宿　哲也
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により実施する。ただし、振り込み手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権
担保権付債権については、これまでの民事再生手続における別除権実行或いは別除権協定等により既に消滅しているため、特に定めない。
第３　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権、敷金・保証金債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、平成21年３月３日以降の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
３　弁済及び放棄
⑴　配当率の算出
配当率は、配当原資総額59,031,944円（ただし、平成24年12月７日付け補助科目内訳表記載の各金融機関口座残高合計7,067,410円及び清算人口座の平成25年１月17日現在の残高51,964,534円の合計額）から、下記共益債権合計2,899,817円及び上記振込や資料郵送等に必要な費用概算400,000円を控除した55,732,127円を、前記共益債権合計額を除いた協定債権額4,911,994,531円で除すことにより得られた割合約1.1346129693パーセントとする。
なお、下記債権を共益債権とするのは、同債権者はＫ商店所有不動産の賃借人であったところ、本件特別清算手続に先行していた民事再生手続において賃料の６か月分を限度としてこれを「共益債権」として保護する賃借人保護制度（相殺権確保制度）が設けられているので（民事再生法92条３項）、これを前提として再生計画案の認可決定においても賃料６か月分に相当する敷金・保証金債権を共益債権として扱うとしていた。そこで、同共益債権に該当する下記債権について、本件特別清算手続においても共益債権として弁済するものである。
記
特別清算債権者番号75番、198番ないし201番（合計2,899,817円）
⑵　弁済及び放棄
ア　各一般債権者の配当対象債権額に、上記⑴により算出された配当率を乗じた金額をもって各債権者に対する配当総額とし、具体的配当額を決定する。
イ　清算株式会社は、上記具体的配当額を本協定の認可決定が確定してから１か月以内に支払う（ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする）。
ウ　一般債権者は、前項の規定による配当受領時に、清算株式会社に対し、残余の一般債権を放棄する。
第４　敷金・保証金債権
現時点では、清算株式会社が所有する不動産等の賃貸物件は存在しないため、特別の規定は定めない。
静岡地方裁判所民事第２部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第４号
大分県中津市大字永添2160番地の２
再生債務者　株式会社八幡ハイキャスト
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年３月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第４号
大分県中津市大字永添2160番地の２
再生債務者　株式会社八幡ハイキャスト
主文　平成21年５月11日にした監督命令を取り消す。
平成25年３月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
千葉県銚子市東芝町７番地の２　マークポイント銚子703号室
再生債務者　信田　裕輔
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年６月５日から平成25年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係